

国の動向

- 「男女共同参画社会基本法」(平成 11 年制定)で位置付けられた、「男女共同参画社会の形成」という理念は当初より変更なく、これまでも継続して社会全体で取り組む最重要課題と位置付けられています。
- 本市の第 2 次計画が策定された平成 29(2017)年以降、育児・介護休業やハラスメント防止対策等、働き方改革に関連する法改正が盛んに行われています。**令和2(2020)年には、国の「第5次男女共同参画基本計画」が策定されたほか、DV 防止法の改正により、児童相談所との連携の強化が進んでいます。**

■男女共同参画に関わる近年の動き

年	内容
平成29(2017)年	「働き方改革実行計画」の策定
	「子育て安心プラン」の策定
	「育児・介護休業法」の改正・施行 ・育児休業期間の延長
平成30(2018)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の公布・施行
	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の公布、一部施行(平成31年、令和2年施行)
平成31・令和元(2019)年	「女性活躍推進法」の一部改正(令和2年、令和4年施行) ・一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大等
	「SDGs実施指針」の改定
	「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」の改正 ・ハラスメント防止対策の強化
令和2(2020)年	「第5次男女共同参画基本計画」の策定
	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の改正 ・関係機関としての児童相談所の明確化、適用対象の拡大
	「新子育て安心プラン」の策定
令和3(2021)年	「育児・介護休業法」改正(令和4年4月から段階的に施行) ・柔軟な育児休業の枠組みの創設等
	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ・セクハラ、マタハラ等への対応の追加

- 国の「SDGs アクションプラン 2021」における、4つの重点項目のうちの「一人ひとりの可能性の発揮と絆の強化を通じた行動の加速」では、“あらゆる分野における女性の参画の推進”が挙げられており、その内容を計画と連動させる必要があります。



■第4次計画と第5次計画の「目指すべき社会」比較

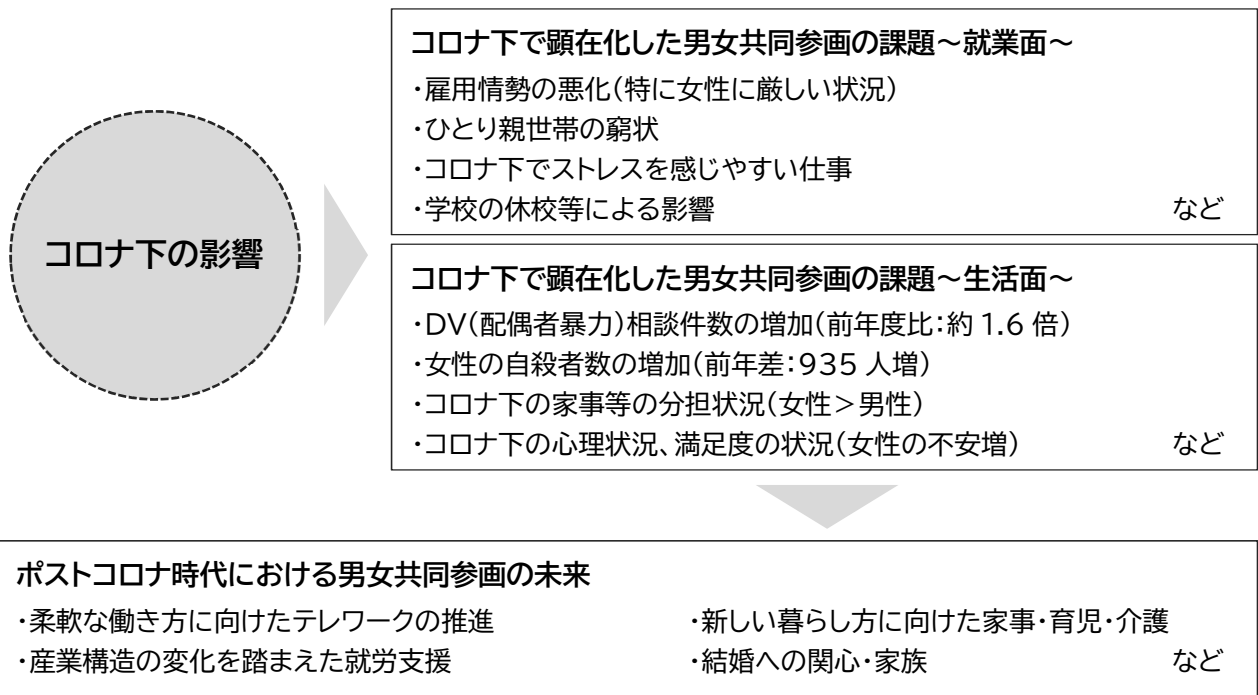
	第4次	第5次
I	男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会	男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、 <u>公正</u> で多様性に富んだ、活力ある <u>持続可能な社会</u>
II	男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会	男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
III	男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会	(男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、)仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
IV	男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会	<u>SDGsの達成に向け、男女共同参画・女性活躍を分野横断的に主流化し、様々な主体が連携して取り組む社会</u>

国基本計画の主なキーワード

- SDGsの達成に向けた女性活躍の分野横断的な主流化
- AI、IoT等の科学技術の発展へ男女が共に寄与する社会づくり
- 生活の場(家庭、地域)における男女共同参画
- 女性の参画 30%目標の継続
- 多様な困難を抱える男女への支援
- 「人生100年時代」を見通した男女共同参画
- あらゆる暴力の根絶
- 男女共同参画の視点による防災・復興対策

○「令和3年版男女共同参画白書」では、新型コロナウイルス感染症の拡大により男女共同参画社会の遅れが露になり、特に経済的・精神的 DV、ひとり親世帯、女性の貧困等が改めて問題視されたことから、この機会を誰ひとり取り残さない多様性と包摂性のある社会を実現する機会と捉えるべきとしています。

■コロナ下で顕在化した男女共同参画の課題と未来(「令和3年版男女共同参画白書」)



○「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」では、「第5次男女共同参画基本計画」を着実に実行することを目的とし、令和3年度及び4年度に重点的に取り組むべきこととして以下3つの事項を示しました。

■「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」において示された3事項

①コロナ対策の中心に女性を

→背景:女性非正規雇用者数が大幅に減少しているとともに、女性の自殺者数が大幅に増加しているなど、コロナ下において女性への影響が甚大であること

②女性の登用目標達成に向けて～「第5次男女共同参画基本計画」の着実な実行～

→背景:政策・方針決定過程への女性の参画拡大が極めて重要であり、男女間の格差の解消に向け強力に取り組を進める必要があること

③女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

→背景:女性の約14人に1人は無理やりに性交等をされた被害経験があることや、社会全体の男女の地位として7割強が男性の方が優遇されていると感じていること

府の動向について

○大阪府では、令和元(2019)年に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を改正し、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、府の責務に加え、府民、事業所の責務を追加しました。また、この条例の改正と同時に、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を新たに制定し、全ての人の性的指向と性自認の多様性が尊重される社会の実現を目的に、その理解促進のための施策を推進することが示されました。

○上記の条例の取り組みの一環として、令和2(2020)年には「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」が開始されました。また、国の第5次計画を踏まえた「大阪男女共同参画プラン(2021-2025)」が策定されました。

■男女共同参画に関わる近年の大阪府の動き

年	内容
平成29(2017)年	「大阪府配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)」策定
平成31・ 令和元(2019)年	「大阪府人権尊重の社会づくり条例」の改正・施行 「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」の施行
令和2(2020)年	「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の開始 「新型コロナウイルス禍が女性に及ぼす影響について」緊急アンケートの実施 「大阪男女共同参画プラン(2021-2025)」策定
令和3(2021)年	「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」の作成

○令和 2(2020)年に策定された、「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」の概要は以下の通りです。

■「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」

